

昭和二十四年法律第二百二十四号

お年玉付郵便葉書等に関する法律

(お年玉付郵便葉書等の発行)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。

第二条 前項の金品の単価は、同項の郵便葉書の料額印面又は同項の郵便切手に表された金額の五千倍に相当する額を超えてはならず、その総価額は、お年玉付郵便葉書等の発行総額の百分の五に相当する額を超えてはならない。

第三条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 発行の数

二 販売期間

三 くじ引の期日

四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数  
(お年玉等の交付等)

五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

第六条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人に、最寄りの会社の営業所（郵便の業務を行ふものに限る。）において支払い、又は交付する。）

第七条 前項の場合において、当該郵便切手が、汚染し、又はき損されていないものであるときは、これを消印し、当該郵便切手に表された金額に相当する額の料金を表す郵便切手とともに受取人に交付する。

第八条 前条の金品の支払又は交付を受ける権利は、第二条第五号の支払又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。

第九条 (寄附金付郵便葉書等の発行)

第十条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

第十二条 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一 社会福祉の増進を目的とする事業

二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防を行う事業

四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人の命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

六 文化財の保護を行う事業

七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

第十三条 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

第十四条 寄附目的  
一 寄附金の処理等

第十五条 発行の数  
一 販売期間

第十六条 付加される寄附金の額  
一 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。  
(寄附の委託)

第十七条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。  
(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめたため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならぬ。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。
- 7 第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付として発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。
- （寄附金の経理等）
- 第九条** 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。
- 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。
- 第十条** 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間ににおける寄附金に関する経理状況を公表するものとする。
- （協議等）
- 第十二条** 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。
- （政令への委任）
- 第十三条** この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関する必要な事項は、政令で定める。
- （罰則）
- 第十四条** 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合は、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。
- この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則** （昭和三十三年七月一一日法律第一七〇号） 抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附 則** （昭和四三年五月二八日法律第七一号） 抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。
- （郵便募金管理会の解散等）
- 2 郵便募金管理会は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において郵政事業特別会計が承継する。
- 4 第二項の規定により郵便募金管理会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- （経過規定）
- 7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （施行期日等）
- 1 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。
- 附 則** （昭和五八年一二月二日法律第七八号）
- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 1 この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関する経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。
- （施行期日）
- 附 則** （昭和六〇年五月一日法律第三二号） 抄
- （施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和六一年四月二五日法律第三四号）抄  
 （施行期日）
- 1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。  
**附 則**（昭和六二年六月二日法律第五四号）抄  
 （経過措置）
- 2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。  
**附 則**（平成元年一一月二日法律第六六号）  
 この法律は、公布の日から施行する。
- この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成四年五月二〇日法律第五〇号）
- （施行期日）
- 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
- 附 則**（平成一二年五月三一日法律第九九号）抄  
 （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄  
 （施行期日）
- 第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日  
 （お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第二条 第五十一条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第一条第一項の規定により総務省が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、第五十一条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第一条第一項の規定により公社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。
- 2 旧法第五条第一項の規定により総務省が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により公社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。
- 3 旧法第六条の規定により総務大臣に委託したものとされた寄附金については、新法第六条の規定により公社に委託したものとされた寄附金とみなす。
- 4 公社は、この法律の施行の際現に旧法第九条第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第九条第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。
- 5 旧法第十条の規定に基づき総務大臣が經理した寄附金について、新法第十条の規定により公社がした公示とみなす。
- （罰則に関する経過措置）
- 第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）
- 第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**附 則**（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄  
 （施行期日）
- 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第七十五条** 第三十条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第一条第一項の規定により旧公社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、第三十条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。

**2** 旧法第六条の規定により旧公社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

**3** 旧法第六条第一項の規定により旧公社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。前二項に規定するものほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対し、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に委託したものとされた寄附金とみなす。

対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第一百七十七条** この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）  
（平成二四年五月八日法律第三〇号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社 第一節 設立等（第七十条―第七十二条） 第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条） 第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条―第七十八条） 第七章 郵便局株式会社」を「第六章 削除 第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十八条の五に係る部分に限る。）、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十五条の規定は、公布の日から施行する。

（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第二十一条** 前条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、前条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第一条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。

**2** 旧法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

**3** 旧法第六条の規定により郵便事業株式会社に委託したものとされた寄附金は、新法第六条の規定により日本郵便株式会社に委託したものとされた寄附金とみなす。

（处分等に関する経過措置）

**第二十四条** この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に対してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に対してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第四十六条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。